

10月12日

○議長（玉利道満君） これから本日の会議を開きます。
（午前10時00分開議）

○議長（玉利道満君） 会議は、お手元に配付してあります日程により議事を進めます。

○議長（玉利道満君）

日程第1、議案第62号 平成23年度始良市一般会計歳入歳出決算認定について

日程第2、議案第63号 平成23年度始良市国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について

日程第3、議案第64号 平成23年度始良市国民健康保険特別会計施設勘定歳入歳出決算認定について

日程第4、議案第65号 平成23年度始良市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第5、議案第66号 平成23年度始良市介護保険特別会計保険事業勘定歳入歳出決算認定について

日程第6、議案第67号 平成23年度始良市介護保険特別会計介護サービス事業勘定歳入歳出決算認定について

日程第7、議案第68号 平成23年度始良市簡易水道施設事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第8、議案第69号 平成23年度始良市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第9、議案第70号 平成23年度始良市地域下水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第10、議案第71号 平成23年度始良市農林業労働者災害共済事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第11、議案第72号 平成23年度始良市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第12、議案第73号 平成23年度始良市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

及び

日程第13、議案第74号 平成23年度始良市水道事業会計決算認定について

までを一括議題とし、決算審査特別委員長の報告を求めます。

○決算審査特別委員長（上村 親君） 登壇

おはようございます。ただいま議題となりました議案第62号 平成23年度始良市一般会計歳入歳出決算認定について、議案第63号 平成23年度始良市国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について、議案第64号 平成23年度始良市国民健康保険特別会計施設勘定歳入歳出決算認定について、議案第65号 平成23年度始良市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第66号 平成23年度始良市介護保険特別会計保険事業勘定歳入歳出決算認定について、議案第67号 平成23年度始良市介護保険特別会計介護サービス事業勘定歳入歳出決算認定について、議案第68号 平成23年度始良市簡易水道施設事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第69号 平成23年度始良市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第70号 平成23年度始良市地域下水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第71号 平成23年度始良市農林業労働者災害共済事業

特別会計歳入歳出決算認定について、議案第72号 平成23年度始良市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第73号 平成23年度始良市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、議案第74号 平成23年度始良市水道事業会計決算認定について、以上、13件の決算認定等議案について、決算審査特別委員会における審査の経過と結果について一括して報告いたします。

この13件の議案は、9月6日の本会議に上程され、9月21日、質疑の後、議長と議会選出の監査委員を除く26名の委員で構成する決算審査特別委員会を設置して付託され、直ちに決算審査特別委員会が開かれました。議長司会で委員長選出が行われ、委員長に私、上村親が、副委員長に法元隆男委員が選出されました。

続いて、決算審査の進め方、要領について、次のように決定しました。

決算審査の要領としては、それぞれの委員が属する常任委員会ごとに班を構成し、各委員長が班長として審査にあたります。ただし、総務班は、委員長が決算審査特別委員長に就任しておりますので、副委員長が班長の任にあたります。

審査の日程は、会期日程により各班で随時審査を行い、10月4日までには全ての審査を終了し、10月5日の班長会議において意見調整及び集約を行い、10月9日に決算審査特別委員会を開き、委員長は総論について、班長はそれぞれの班における審査の経過と指摘事項について報告をし、質疑、討論、採決の順序で審査を終了することにしました。

各班の審査の範囲は、各常任委員会所管の範囲であります。

審査の着眼点としましては、議員必携に述べられていますが、その中で最も力点を置かなければならないことは、予算が議決した趣旨と目的に沿って効率的かつ的確に執行されたかどうか、それによってどのように行政効果が発揮できたか、また、それらを踏まえ、今後の行財政運営においてどのように改善工夫がなされるべきかを着眼点として審査を進めることとしました。

では、議案第62号 平成23年度始良市一般会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

決算の概要としましては、歳入総額288億6,512万9,205円、歳出総額273億9,514万3,873円、差し引き14億6,998万5,332円です。

歳入の特徴といたしまして、収入済額が予算現額よりも4億1,523万205円の増であります。

増の主な内訳は、市税が4億495万6,082円、地方交付税が2億6,991万1千円で、減の主な内訳は、国庫支出金3億4,441万1,836円、県支出金4,246万3,435円であります。

当年度決算額は、歳入で、前年度に対して3億3,772万5,011円の増であります。

当市の歳入は、市税を主とした自主財源と、地方交付税を主とした依存財源に区別して分析すると、自主財源は、市税68億1,380万6,082円を主に、計101億6,007万9,368万円となっています。依存財源は、地方交付税86億6,991万1,000円を主に、計187億504万9,837円となっています。したがって、当年度歳入は、依存財源が主因であります。

当年度の市債は、28億2,675万円で、そのうち臨時財政対策債は12億9,340万円で、市債の約46%を占めています。

市債の平成23年度末現在高は338億9,055万1,000円となっています。内訳は、臨時財政対策債99億1,339万2,000円及び一般単独事業債97億5,289万8,000円が多額であり、その他では教育・福祉施設等整備事業債42億5,932万6,000円、過疎対策事業債27億7,572万1,000円であります。

財政運営について申し上げます。

翌年度へ繰越すべき財源として8,767万6,000円がありますので、これを差し引いた実質収支額は

13億8,230万9,000円となり、黒字決算です。実質収支比率は8.1%であります。

經常収支比率について、經常収支比率は都市では通常75%から80%未満が妥当と考えられていますが、本年度は90.7%です。前年度と比較すると5.9ポイント悪化しており、財政構造上の弾力化が低下し、硬直化の傾向にありますので、更なる經常経費等の節減に努める必要があります。

実質公債費比率は、数値が高いほど財政硬直の一因となるものとされ、この比率が25%を超えると黄信号、35%を超えると赤信号とも言われています。平成23年度は12.1%で、前年度比0.5ポイント低くなっています。

財政力指数は、財政上の能力を示す数値で、この指数が大きいほど財源に余裕があるとされています。当年度（3カ年）平均は0.47であり、類似団体と比べた場合、0.14ポイントの開きがありますので、高めていくための自助努力をするべきであります。

行政水準の向上のための投資的経費の割合は構成比14.7%で、決算額は40億2,800万円です。その内訳としては、普通建設事業費39億7,700万円、災害復旧費5,100万円となっています。

財源の構成比ですが、自主財源が35.2%、依存財源が64.8%であり、前年度は自主財源が32.7%、依存財源が67.3%で、23年度は繰入金や財産収入の増で改善はされていますが、本市の財源構成は依存型ですので、市税等の徴収率のアップを図り、自主財源確保に努めるべきです。

市債残高は338億9,055万1,000円で、前年度比1.6%の減となっていますが、交付税の動向や社会情勢によっては増加の可能性も考えられますので、今後一層の財政運営の改善と健全化を図る必要があります。

基金について。基金の設置数は24基金で、基金残高は75億9,727万2,000円です。基金条例等に基づき、設置の目的に沿った計画的な積み立てと、効果的な運用が図られることを望みます。

歳入の概要について申し上げます。収入済額は288億6,512万9,205円で、予算現額に対して101.5%、調定額に対して97.5%となっています。

市税現年分の徴収率は、98%となっています。徴収額では、市民税を除いては固定資産税をはじめ、各税目とも増収となっています。

未済額は、不動産、債権等の差し押さえの滞納処分が行われ、減少していますが、税負担の公平性、受益者負担の原則からして、徴収に対する一層の努力が求められます。

市税の不納欠損額は、2,115件の1,940万1,674円となっています。税の公平性からしても、今後とも時効中断等の徴収努力が求められます。

歳出について申し上げます。予算現額284億4,989万9,000円に対して、支出済額273億9,514万3,873円で、執行率は96.3%となっています。また、不用額は4億4,352万127円で、執行残が主なものであります。

特に評価する点を申し上げます。

1点目、中長期的な指針となる総合計画をはじめ、各種計画が策定され、市の魅力あるまちづくりや施策の基本方針が決定された。

2点目、本庁と加治木・蒲生総合支所の3庁舎間を結ぶ巡回バスの運行へ助成を行い、新市としての一体感の醸成と、市民生活の利便性向上が図られた。

3点目、ヒブワクチン、子宮頸がんワクチン等の接種に対する費用助成を行い、助成対象者が拡大されるなど、感染症予防が推進された。

4点目、ハローワーク国分のサテライトとして「始良市ふるさとハローワーク」が設置、運営され、

職を求める地域住民の就職促進及び利便性の向上が図られた。

5点目、都市公園等のトイレの水洗化が進み、市民が利用しやすい公園環境が整いつつある。

以上、一般会計の決算審査については、監査委員の意見書、執行部が提出した成果報告書等を参考に審査を行いました。予算の執行状況は歳入歳出ともおおむね健全な財政運営がなされていると言えます。

なお、財政各指数は、全国の類似団体と比較しても良好な数値となっています。限られた財源で、最大の成果が得られるよう行財政の運営に努力されることを望み、審査の過程で指摘事項がありましたので、以下述べておきます。

指摘事項。

1点目、税負担、受益者負担、利用者負担等の公平性確保や、財政の効率的な運用を図るためにも、各部局で連携し、全庁を挙げて収入未済額の減少に取り組むこと。

2点目、霧島錦江湾国立公園の指定に伴う観光開発は、国・県と連携をし、整備を図ること。

3点目、特定健診や各種検診の受診率向上対策を講ずること。

4点目、資源ごみの分別化を徹底し、ごみの減量化に努めること。

5点目、農林産物への鳥獣被害防止に向けて、関係機関・部署と連携を図り、更なる鳥獣被害防止対策に努めること。

6点目、児童・生徒の安全確保を図るため、校舎外壁等の改修工事を急がれたい。

7点目、地元業者の育成に十分配慮すること。

続いて討論に入りましたところ、要旨次のような討論がありました。

反対討論。

小山田最終処分場のガス温度計測等にはしっかり対応していく必要がある。

資源ごみが減ってきているので、更なる分別化の徹底を図るべきである。

補助金をふやして、単独浄化槽から合併浄化槽への切り替えのスピードアップをする必要がある。

児童クラブの利用料の平準化と保護者負担の軽減を図っていく必要がある。

このほか討論はなく、採決の結果、議案第62号 平成23年度始良市一般会計歳入歳出決算認定については、賛成多数で認定すべきものと決しました。

次に、議案第63号 平成23年度始良市国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について申し上げます。

歳入総額87億2,575万7,289円、歳出総額84億1,303万939円、差し引き 3億1,272万6,350円の黒字決算です。

歳入歳出の特徴としまして、まず歳入ですが、収入済が予算現額よりも1億2,918万2,289円の増となっています。

増の主な内訳は、国庫支出金1億5,737万4,457円、保険税1,744万677円、諸収入767万2,530円となっています。

当年度の歳入決算額は、前年度よりも4億9,841万7,262円の増です。

増の主な内訳は、繰入金2億5,388万4,906円、国庫支出金1億2,511万5,897円、療養給付費交付金1億1,091万5,103円、前期高齢者交付金6,597万9,918円、共同事業交付金3,797万8,623円となっています。

減の主な内訳は、繰越金1億5,279万2,407円。

歳出については、予算現額に対して1億8,354万4,061円の不用額となっています。主なる不用は、療養諸費1億4,735万1,180円、高額療養費1,129万5,608円、特定健康診査等事業費840万8,281円、出産育児諸費174万円となっています。

当年度の歳出決算額は、前年度よりも3億6,370万6,515円の増です。増の主な内訳は、保険給付費2億6,115万7,928円、共同事業拠出金5,206万1,756円、後期高齢者支援金等4,261万7,291円、介護納付金2,474万5,401円です。

減の主なものは、諸支出金1,771万8,495円、老人保健拠出金979万3,787円です。

徴収率としては、一般被保険者の現年度課税分で89.4%、前年度（88.5%）に比べて0.9ポイントの増、同じく滞納分では20.5%、前年度比3.7ポイント増となっています。

国民健康保険税の収入未済額は、6億1,821万2,536円です。同じく不納欠損額は、3,337万6,258円です。

厳しい経済状況の中、収納対策に努力された結果は評価しますが、低迷する経済情勢、増大する医療費などの社会情勢の中で、国保事業運営は厳しいものがあります。今後一層の安定した事業運営の推進に努めることを望みます。

指摘事項。

1点目、医療費抑制のため、各種保健事業の充実を図ること。

2点目、国保税の徴収率向上を図ること。

続いて討論に入りましたところ、要旨次のような討論がありました。

反対討論。

剰余金があるのに多額の基金を取り崩している。

生存権を脅かすことになるので、滞納者への資格証明書発行は廃止すべきである。

このほか討論はなく、採決の結果、議案第63号 平成23年度始良市国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算認定については、賛成多数で認定すべきものと決しました。

次に、議案第64号 平成23年度始良市国民健康保険特別会計施設勘定歳入歳出決算認定について申し上げます。

歳入総額9,429万2,084円、歳出総額8,513万7,357円、差し引き915万4,727円で黒字決算です。

医師の熱心な取り組みにより、北山診療所、堂山・木場出張診療所の診療収入も、前年度比で微増です。より高度な地域医療提供と疾病の早期発見や介護予防を視野に入れ、今後も地域に溶け込み、地域の方々に親しまれる医療機関として、さらなる健康増進の取り組みを求めます。

特に評価する点を申し上げます。

無医地区における医療の提供と、地区民の見守り訪問活動や健康教室など、予防と診療の一体的運営に貢献されている診療所が、地域住民の心に「自分たちの診療所」として根付いた活動を高く評価します。

特に指摘すべき事項はありません。

討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、議案第64号 平成23年度始良市国民健康保険特別会計施設勘定歳入歳出決算認定については、全会一致で認定すべきものと決しました。

次に、議案第65号 平成23年度始良市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

歳入総額8億2,938万7,781円、歳出総額8億1,220万6,229円、差し引き1,718万1,552円で黒字決

算です。

この制度は、75歳以上の高齢者及び65歳以上の一定の障がいのある方が被保険者となり、県内全市町村で構成される鹿児島県後期高齢者医療広域連合により運営される医療保険制度です。

歳入については、前年度対比で2,990万2,125円、3.7%の増となっています。

保険料については、調定額5億6,615万2,846円に対し、決算額5億5,987万2,846円、不納欠損額37万2,200円、収入未済額590万7,800円、徴収率98.9%です。

歳出においては、執行率99.7%で、不用額は239万3,771円です。不用額の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金です。

特に指摘すべき事項はありません。

続いて討論に入りましたところ、要旨次のような討論がありました。

反対討論。

75歳以上の高齢者のみを対象とした医療特別会計で、医療費や高齢者がふえれば保険料が上がる仕組みで、制度に問題がある。

このほか討論はなく、採決の結果、議案第65号 平成23年度始良市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、賛成多数で認定すべきものと決しました。

次に、議案第66号 平成23年度始良市介護保険特別会計保険事業勘定歳入歳出決算認定について申し上げます。

歳入総額56億548万451円、歳出総額54億2,251万1,900円、差し引き1億8,296万8,551円で黒字決算です。

歳入については、前年度対比で2億3,324万3,022円、4.3%の増となっています。

保険料については、調定額8億6,742万4,737円に対し、決算額8億4,276万7,789円、不納欠損額398万1,900円、収入未済額2,067万5,048円、徴収率97.2%となっています。

歳出においては、執行率94.0%で、不用額は3億4,662万100円です。不用額の主なものは、保険給付費3億2,678万4,158円です。

要介護認定者は3,425人で対前年度比233人の増であります。今後、団塊の世代が第1号被保険者となり、ますます増大する介護サービス事業を円滑に運営していくためにも、今後、一層の安定した事業運営に努めることを望みます。

指摘事項。

特別養護老人ホームへの待機者解消に努めること。

続いて討論に入りましたところ、要旨次のような討論がありました。

反対討論。

特別養護老人ホームへの待機者解消のため、増設を進めるべきである。

社会的介護を目指した介護保険制度であったが、家族介護の域を出ていないところもあり、矛盾がある。

このほか討論はなく、採決の結果、議案第66号 平成23年度始良市介護保険特別会計保険事業勘定歳入歳出決算認定については、賛成多数で認定すべきものと決しました。

次に、議案第67号 平成23年度始良市介護保険特別会計介護サービス事業勘定歳入歳出決算認定について申し上げます。

歳入総額6,802万7,334円、歳出総額6,355万6,469円、差し引き447万865円で黒字決算です。

歳入については、サービス収入を主体にして調定に対する収入率は100%になっています。

歳出においては、不用額108万3,531円で、執行率98.3%です。

介護予防プラン作成状況について、要支援1、要支援2の認定者846人に対する延べ介護予防サービス計画の作成数は、直営7,038件、委託1,781件の合計8,819件となっています。

特に指摘すべき事項はありません。

討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、議案第67号 平成23年度始良市介護保険特別会計介護サービス事業勘定歳入歳出決算認定については、全会一致で認定すべきものと決しました。

次に、議案第68号 平成23年度始良市簡易水道施設事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

歳入総額1億4,125万499円、歳出総額1億3,816万5,615円、差し引き308万4,884円で黒字決算です。

歳入については、前年度対比で1,185万594円、9.2%の増となっています。

収入未済額は21万8,835円（水道使用料21万3,035円・水道手数料5,800円）となっています。

歳出においては、執行率97.7%で、不用額325万5,385円は主に簡易水道施設管理費となっています。

償還元金残高は、9億1,129万9,000円です。

この特別会計で所管している水道施設としては、簡易水道施設では始良地区、成美、白浜地区、加治木地区、上場、中野地区、蒲生地区、漆、西浦地区、飲料水供給施設では、始良地区、木場、堂山、山花、池平、目木金、中甌地区における施設の維持管理及び水質等の検査が実施され、地区民への水の安定的供給が行われています。

指摘事項。

上水道使用料と簡易水道使用料の料金統一を早急に行うこと。

討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、議案第68号 平成23年度始良市簡易水道施設事業特別会計歳入歳出決算認定については、全会一致で認定すべきものと決しました。

次に、議案第69号 平成23年度始良市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

歳入総額6,053万7,754円、歳出総額5,965万5,037円、差し引き88万2,717円で黒字決算です。

歳入については、前年度対比で430万8,725円、6.6%の減となっています。

収入未済額は13万475円（下水道使用料12万7,575円、督促手数料2,900円）となっています。

歳出においては、執行率98.4%で、不用額94万4,963円は、主に一般管理費及び予備費となっています。

この事業概要は、平成14年度に山田地区の下水道施設整備を完了し、供用を開始しています。同地区の農業用排水の水質保全・排水施設の機能維持、農村生活環境改善等を目的としています。

当年度末の接続対象戸数494戸に対し、接続戸数412戸でつなぎ込み率は83.4%です。

指摘事項。

農業集落排水施設へのつなぎ込み率向上を図ること。

討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、議案第69号 平成23年度始良市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については、全会一致で認定すべきものと決しました。

次に、議案第70号 平成23年度始良市地域下水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

げます。

歳入総額2,380万8,515円、歳出総額2,372万1,043円、差し引き8万7,472円で黒字決算です。

歳入については、前年度対比で158万1,745円、6.2%の減となっています。

収入未済額は11万7,746円（下水施設使用料10万9,846円、検査手数料ほか7,900円）となっています。

歳出においては、執行率94.8%で、不用額129万957円は、主に予備費となっています。

この事業概要は、加治木新生町を中心に集合処理方式により、団地及び周辺の快適な生活環境保全と、施設の維持管理等を目的としています。

処理戸数805戸、処理人口2,132人、年間処理水量20万7,553m³となっています。

特に指摘すべき事項はありません。

討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、議案第70号 平成23年度始良市地域下水処理事業特別会計歳入歳出決算認定については、全会一致で認定すべきものと決しました。

次に、議案第71号 平成23年度始良市農林業労働者災害共済事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

歳入総額261万7,536円、歳出総額260万5,104円、差し引き1万2,432円で黒字決算です。

歳入については、前年度対比で59万5,974円、29.5%の増となっています。

歳出においては、執行率99.6%で、不用額1万896円は総務管理費となっています。

この事業概要は、農林業者への安全意識の向上と啓発に努めるとともに、加入者の事故に伴う負担の軽減を図るものです。

当該年度は21件の事故報告があり、19件について審査され、117万2,437円の共済見舞金が支払われています。

23年度共済事業への加入状況は、加治木地区345戸（前年度361戸）、始良地区195戸（前年度24戸）、蒲生地区179戸（前年度30戸）となっています。

指摘事項。

農林業労働者災害共済について、更に加入促進に努めること。

討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、議案第71号 平成23年度始良市農林業労働者災害共済事業特別会計歳入歳出決算認定については、全会一致で認定すべきものと決しました。

次に、議案第72号 平成23年度始良市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について報告いたします。

歳入総額2億3,277万2,072円、歳出総額2億3,276万3,352円、差し引き8,720円で黒字決算です。

歳入については、前年度対比で2,662万1,168円、10.3%の減となっています。

歳出においては、執行率100%となっています。

この事業は、事業計画に基づく道路築造・整地工事は全て完了し、各権利者に対し換地処分通知書が発送されています。

保留地処分は、平成23年10月7日の換地処分公告日までを販売期間として公売し、その後は普通財産として総務部財政課に引き継がれています。また、この特別会計は、公債費の償還及び清算金の徴収交付を残し完了しております。

特に指摘すべき事項はありません。

討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、議案第72号 平成23年度始良市土地区画整理事業特

別会計歳入歳出決算認定については、全会一致で認定すべきものと決しました。

次に、議案第73号 平成23年度始良市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について報告いたします。

未処分利益剰余金の概要といたしまして、決算書5ページ、損益計算書（税抜き）により、事業収益11億7,455万6,835円、事業費用9億3,334万4,429円、純利益2億4,121万2,406円、前年度繰越利益剰余金0円。よって、平成23年度の未処分利益剰余金は、2億4,121万2,406円です。

未処分利益剰余金の処分の概要といたしまして、水道事業会計未処分利益剰余金の処分につきましては、地方公営企業法の改正により、水道事業会計の利益の処分について、議会の議決を要することになり、提案されたものです。

未処分利益剰余金2億4,121万2,406円のうち、減債積立金に2億2,044万9,000円を積み立てて、残りの2,076万3,406円を建設改良積立金に積立てることにより、減債積立金残高が3億8,948万2,726円、建設改良積立金残高は9億1,100万8,133円になります。

特に指摘すべき事項はありません。

討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、議案第73号 平成23年度始良市水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議案第74号 平成23年度始良市水道事業会計決算認定について報告いたします。

決算の概要といたしまして、収益的収入12億3,202万2,756円（仮受消費税及び仮受地方消費税を含む）、収益的支出9億7,807万4,991円（仮払消費税及び仮払地方消費税を含む）、差し引き2億5,394万7,765円で、黒字決算です。

決算書5ページ、損益計算書（税抜き）では、事業収益11億7,455万6,835円、事業費用9億3,334万4,429円、純利益2億4,121万2,406円です。

資本的収入1億5,522万4,201円、資本的支出5億9,667万3,324円、差引不足額4億4,144万9,123円。

不足額4億4,144万9,123円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金及び減債積立金で補填されています。

営業収益は前年度に対しほぼ同額ですが、営業費用が増加したため、営業利益は前年に対し、1,915万7,000円減少しています。また、営業外収益及び営業外費用を加減した経常利益は2億4,233万1,000円となり、前年度に対し250万8,000円、99.0%の減となっています。

また、特別利益及び特別損失を加減した総収益は11億7,455万7,000円、総費用は9億3,334万4,000円であり、当年度純利益は2億4,121万2,000円となり、前年度に対して297万2,000円、98.8%減少しています。

給水人口7万1,533人、年間総配水量877万8,000m³で、前年度と比較して6万9,000m³の増、年間有収水量が800万2,000m³で、3万5,000m³の減となっています。

有収率は、前年度より1.1ポイント下がり、91.2%となっています。

建設改良事業として、老朽管等更新工事や配水管新設工事を実施しています。また、蒲生地区において中迫配水池造成工事を実施し、配水池築造工事に向けての準備が整いました。

指摘事項。

水道情報管理システムは、建設部・農林水産部とも連携し、市全体の業務に利用できるシステムとして構築していくこと。

続いて討論に入りましたところ、要旨次のような討論がありました。

反対討論。

有収率91.2%は、前年度より減少し低い値である。今後、早く老朽管の布設替えを急ぐべきである。

このほか討論はなく、採決の結果、議案第74号 平成23年度始良市水道事業会計決算認定については、賛成多数で認定すべきものと決しました。

次に、財政健全化に関する調書を申し上げます。

平成19年度決算から「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、健全化判断比率が監査委員の審査義務となり、「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」「資金不足比率」の算定結果を監査委員の審査を受けた上で意見書を付して議会に報告し、公表することが義務づけられました。

本市の場合、基準値内であり、早期健全化計画及び財政再生計画の作成は必要ありません。実質公債費比率は12.1%で早期健全化基準25%を下回っています。また、将来負担比率は72.5%で早期健全化基準350.0%を下回っています。

以上のことから、本市の財政運営状況は健全に運営されていると言えますが、今後はより厳しくなる方向にありますので、一層の財政健全化運営技術の向上に努力されることを望みます。

以上で、決算審査特別委員会に付託された議案第62号から議案第74号までの13件の決算認定等議案の審査経過と結果報告、及び財政健全化に関する調書の報告といたします。

なお、ただいま申し上げました委員長報告を補完する意味で、各班における審査中の質疑と答弁については、記録として各班長の審査経過の報告と、これに対する質疑、答弁、討論、採決についての特別委員会の記録を作成して保管してまいりますので、折に触れてお目通しをいただき、これからの施策に生かされるよう、また、報告しました指摘事項につきましても、現在の状況と問題点等を分析し、検討されることを希望いたします。

○議長（玉利道満君） これで、決算審査特別委員長の報告を終わります。

○議長（玉利道満君） これから質疑を行います。質疑は一括で行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（玉利道満君） 質疑なしと認めます。委員長、降壇ください。

○議長（玉利道満君） これより議案処理に入ります。議案処理につきましては、1件ずつ処理してまいります。

○議長（玉利道満君） 日程第1、議案第62号について討論を行います。討論はありますか。まず、原案に反対者の発言を許します。

○23番（里山和子君） 議案第62号 平成23年度始良市一般会計歳入歳出決算認定の件について、反対討論をいたします。

行政改革によりまして、定員適正化計画に基づいて人員削減が行われ、毎年年間6名ずつ職員が減らされており、5年間で30名、10年間で60名もの職員が減っていくということになっております。

合併でも相当な職員が減りましたが、合併後もこのように職員を減らしていったのでは、権限委譲の仕事が、国や県からおりてくる中で、職員の残業がふえたり、市民サービスの低下を招くのは必至であります。職員の人員削減に反対をいたします。

ごみの問題では、小山田の最終処分場の温度管理と水質検査の徹底化が必要だと思われます。

旧始良町では、目木金の最終処分場の管理を非常に徹底して、議会でも力を入れて行いましたけれども、いまだにこのように温度が高くて問題があるということを、私も今回初めて知りました。非常に、この温度の管理と水質検査を今後徹底して行っていく必要があると思います。

また、可燃ごみが1万5,332 t、不燃ごみが874 t、粗大ごみが462 t、資源ごみが2,986 tで、昨年度と比較しまして可燃ごみが239 tふえておりまして、不燃ごみも79 tふえております。一方、資源ごみは、131 t減少をいたしております。分別が、以前に比べて年々曖昧になってきていると思われるので、分別の徹底化がさらに必要であると思います。可燃ごみの中には、生ごみが相当量入っていると思われるので、生ごみの堆肥化等をさらに検討することが求められるのではないのでしょうか。

また、河川の水質検査では、排水基準を上回っている箇所がございます。思川の河口などもその一つだと思いますが、単独浄化槽やくみ取り等が集中的にある地域が傾向として高いと分析されておりますので、単独浄化槽から合併浄化槽への切りかえが、年間70基ではとても間に合いません。9万円の補助金も、もっと増額をして、基数もふやしてスピードアップをしていかないと、国定公園の名にふさわしくないと思います。

次に、放課後の児童健全育成事業が、市内15カ所で実施されておりますけれども、父母負担が1,000円から8,000円と、施設によりあまりにも差が大きいことがわかりました。市の補助額をもっとふやして、父母負担の軽減に努めるべきではないのでしょうか。各施設ごとに実態を詳しく調査し、検討する必要があるのではないかと思います。

また、教育問題では、現在いじめの問題がクローズアップされておりますが、平成23年度小学校6名、中学校はゼロですね。平成24年度では、7月時点で小学校11名、中学校5人となっております。小学生のいじめが、想定よりも多いように思いますが、いじめの実態をよく把握し、人間形成の大切な時期である小学生のときのいじめに対し、加害者や被害者の人格形成にプラスになるような丁寧な指導が求められているのではないのでしょうか。年々、不登校児減少のために、家庭訪問等の努力がされておりますように、いじめに対しても発見のためのさらなる努力と、愛情を持った適切な指導がそれぞれの子どもたちに求められていると思います。特に小学生のときにいじめの芽を摘んでおくことが、中学生になってからの大きないじめを予防することにもつながるのではないのでしょうか。

また、スクールバスの件ですが、20年使用で20万kmを超えているものもあるということですが、中学校のバス、平成4年登録41人乗りや、平成5年登録46人乗り、小学校のバス、平成9年登録バス2台、定員26名の4台につきましては、15年以上たっておりますので、早急に買いかえを検討しないと、大変危険な状態だと思います。

次に、建設部、農林水産部、教育委員会の工事請負の入札状況につきましては、土木に関する工事が104件、最高の入札率が98%、最低が82%、平均が95.4%、建築に関する工事が43件で、最高の落札率が97%、最低が87%、平均の入札率が95%となっております。両方とも非常に高い入札率となっておりますので、今後、予定価格を設計価格よりも数%下げるなどして、低く設定する努力が求められるのではないのでしょうか。

また、工事請負業者の数は、始良地区35件、加治木地区33件、蒲生地区10件となっておりますが、各地区の落札割合は始良地区64件、約5億7,000万円、33%、加治木地区84件、約8億2,000万円、43.3%、蒲生地区32件、約4億1,600万円、16.5%となっております。始良地区より加治木地区の業者が20件多く落札しているようであります。旧始良町の平成18年度の決算で、普通建設事業費が約11億2,000万円組まれておりますが、始良地区の業者の仕事は約半分ぐらいに減ったのではないかと推測されます。始良地区の工事費は、約9億1,200万円ぐらいになっておりますが、平成23年度です。少なくとも旧町時代から約2億円以上減っているのではないかと推測されます。

また、市民からの要望であります側溝整備や道路整備が、23年度、15件、約6,500万円使われておりますが、平成17年の旧始良町では約2億2,000万円の町単独の道路整備・道路維持の事業をやっております。合併してからの予算がいかに少ないか、数字が物語っているのではないのでしょうか。167件も残っております市民要望の道路整備・側溝整備にもっと予算をつけるべきだと思います。

最後に、市営住宅に入居しておられ、失業や入院、収入が極端に下がったときに、住宅家賃の減免制度がありますが、平成23年度は1件の4万3,200円のみ減免になっておりますので、減免制度をもっと周知徹底させ、減免制度の救済を広げる努力をしていただきたいことを要望いたしまして、反対討論いたします。

○議長（玉利道満君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） これで討論を終わります。

○議長（玉利道満君） これから採決します。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は認定です。議案第62号 平成23年度始良市一般会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（玉利道満君） 起立多数です。議案第62号 平成23年度始良市一般会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定されました。

○議長（玉利道満君） 日程第2、議案第63号について討論を行います。討論はありませんか。まず、原案に反対者の発言を許します。

○24番（堀 広子君） 議案第63号 平成23年度国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出の決算認定について、反対の立場で討論に参加いたします。

高齢化で医療費は上がるが財源がないという議論で、保険税が24年度値上げになりました。23年度決算を見ますと、約3億1,000万円の剰余金が出ております。このことは、24年度の予算編成時、おおむね執行状況は把握でき、保険税の値上げは必要なかったと言えます。

また、今度の税率改定は、3年間の暫定改定であるということをございしましたが、暫定とは仮に定めることですから、3年間の暫定というのは長過ぎ、総計予算主義の原則に反するのではないでしょ

うか。

次に、保険税が高くて払えず、24年3月末現在で短期証609世帯、資格証が283世帯となっております。資格証明書は、県内で18の自治体が既に廃止しており、保険証がなく病院に行けない人をつくってはならないと思います。憲法25条を守る自治体の姿勢を貫くべきです。

次に、収納対策についてです。国は収納対策を強化し、強制的な取り立てを自治体に押しつけております。始良市でも財産の差し押さえが行われておりますが、国言いなりの差し押さえではなく、親身になって相談に乗り、生活実態にあった温かい対応で市民の暮らしを守るべきです。

また、最後に予防医療に力を入れることです。市民が健康で長生きできるよう、健康増進等の取り組みを拡充すべきです。そのためには、保健師や管理栄養士を思い切ってふやすことを強く求めるものです。このことは、医療費削減にもつながると確信いたします。

以上申し述べ、反対いたします。

○議長（玉利道満君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） これで討論を終わります。

○議長（玉利道満君） これから採決します。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は認定です。議案第63号 平成23年度始良市国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（玉利道満君） 起立多数です。議案第63号 平成23年度始良市国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定されました。

○議長（玉利道満君） 日程第3、議案第64号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 討論なしと認めます。

○議長（玉利道満君） これから採決します。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は認定です。議案第64号 平成23年度始良市国民健康保険特別会計施設勘定歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（玉利道満君） 起立全員です。議案第64号 平成23年度始良市国民健康保険特別会計施設勘定歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定されました。

○議長（玉利道満君） 日程第4、議案第65号について討論を行います。討論はありませんか。まず、原案に反対者の発言を許します。

○23番(里山和子君) 議案第65号 平成23年度始良市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、反対討論いたします。

75歳以上の高齢者のみを対象とした医療特別会計になっておりまして、高齢人口や医療費がふえれば保険料が上がる仕組みとなっております。制度それ自体に大きな問題があることが第1点です。

鹿児島県の広域連合では、保険料の滞納者に資格者証の発行はしていないわけですが、短期保険証は3カ月と1カ月でありまして、始良市では29名の方に発行されているようでございます。保険証が切れますと、年をとってから医療費の心配までしなければなりません。75歳以上の高齢者の医療費は、無料にすべきだと思います。

また、医療が必要な場合でも、必要なときに施設から在宅へと導かれる方向性が、今、しかれておりますけれども、病院を転々と移されるのでは安心して医療を受けることもできません。医療費がふえれば保険料が上がり続けるこの制度に反対し、一日も早くこの後期高齢者医療制度を廃止すべきだということで、反対討論といたします。

○議長(玉利道満君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(玉利道満君) ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(玉利道満君) これで討論を終わります。

○議長(玉利道満君) これから採決します。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は認定です。議案第65号 平成23年度始良市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(玉利道満君) 起立多数です。議案第65号 平成23年度始良市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定されました。

○議長(玉利道満君) 日程第5、議案第66号について討論を行います。討論はありませんか。まず、原案に反対者の発言を許します。

○23番(里山和子君) 議案第66号 平成23年度始良市介護保険特別会計保険事業勘定歳入歳出決算認定について、反対討論をいたします。

特別養護老人ホームの待機者は、平成22年6月1日現在で、132名いらっしゃいます。このうち在宅の方が16名です。マモリエあいらの30床増床で、在宅の方はほぼ解消されたということでございますが、施設入所の方で116名の方々が特別養護老人ホームの増設を強く希望しておられますので、特別養護老人ホームの増設を国がもっと推し進めるべきだと思います。

また、親の介護のために仕事をやめたり、介護サービスを制限されたり、導入時は社会的介護を目指した介護保険制度ですが、家族介護の域を出ていない面もございまして。現状では、施設をつくればつくるほど、また高齢人口がふえればふえるほど介護保険料が上がる仕組みは、国保や後期高齢者医療制度と同じです。

介護保険制度の抜本改善のためには、制度の根幹に立ち返った再検討が必要だと思われま

の原則、必要充足の原則、給付は負担に応じてではなく必要に応じて、応能負担、負担は給付に応じてではなく負担能力に応じての原則に立ち、具体的には医療料の無料化、現行認定システムと支給限度額の廃止、給付体系の見直しと現物給付かサービス提供に対する公的責任の発揮が求められているところです。入院も、在宅も、医療も、介護も、施設も、在宅も、軽度も、重度も保障される制度への転換が求められていると思います。

以上、反対討論といたします。

○議長（玉利道満君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） これで討論を終わります。

○議長（玉利道満君） これから採決します。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は認定です。議案第66号 平成23年度始良市介護保険特別会計保険事業勘定歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（玉利道満君） 起立多数です。議案第66号 平成23年度始良市介護保険特別会計保険事業勘定歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定されました。

○議長（玉利道満君） 日程第6、議案第67号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 討論なしと認めます。

○議長（玉利道満君） これから採決します。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は認定です。議案第67号 平成23年度始良市介護保険特別会計介護サービス事業勘定歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（玉利道満君） 起立全員です。議案第67号 平成23年度始良市介護保険特別会計介護サービス事業勘定歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定されました。

○議長（玉利道満君） 日程第7、議案第68号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 討論なしと認めます。

○議長（玉利道満君） これから採決します。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は認定です。議案第68号 平成23年度始良市簡易水道施設事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（玉利道満君） 起立全員です。議案第68号 平成23年度始良市簡易水道施設事業特別会計歳入

歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定されました。

○議長（玉利道満君） 日程第8、議案第69号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 討論なしと認めます。

○議長（玉利道満君） これから採決します。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は認定です。議案第69号 平成23年度始良市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（玉利道満君） 起立全員です。議案第69号 平成23年度始良市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定されました。

○議長（玉利道満君） 日程第9、議案第70号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 討論なしと認めます。

○議長（玉利道満君） これから採決します。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は認定です。議案第70号 平成23年度始良市地域下水処理事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（玉利道満君） 起立全員です。議案第70号 平成23年度始良市地域下水処理事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定されました。

○議長（玉利道満君） 日程第10、議案第71号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 討論なしと認めます。

○議長（玉利道満君） これから採決します。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は認定です。議案第71号 平成23年度始良市農林業労働者災害共済事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（玉利道満君） 起立全員です。議案第71号 平成23年度始良市農林業労働者災害共済事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定されました。

○議長（玉利道満君） 日程第11、議案第72号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 討論なしと認めます。

○議長（玉利道満君） これから採決します。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は認定です。議案第72号 平成23年度始良市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（玉利道満君） 起立全員です。議案第72号 平成23年度始良市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定されました。

○議長（玉利道満君） 日程第12、議案第73号について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（玉利道満君） 討論なしと認めます。

○議長（玉利道満君） これから採決します。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は可決です。議案第73号 平成23年度始良市水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（玉利道満君） 起立全員です。議案第73号 平成23年度始良市水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（玉利道満君） 日程第13、議案第74号について討論を行います。討論はありませんか。まず原案に反対者の発言を許します。

○5番（田口幸一君） 議案第74号 平成23年度始良市水道事業会計決算認定について、反対の立場で討論いたします。

1点目、有収率は、前年度より1.1ポイント減少して91.2%となっております。このことは、せっかく蓄えた貴重な飲料水が漏水したことになります。

2点目、監査委員意見書の76ページに書いてあるように、有収率の向上について、限られた資源を無駄なく有効利用するために、有収率の向上は重要なポイントである。今年度は、前年度に比べやや減少率が大きいように思われる。減少要因を把握し、その対策に努められたいとなっております。

3点目、平成22年度の指摘事項に掲げてあるように、老朽管の布設がえに努めることとなっております。

最後に、一生懸命に経営に努力され、2億4,000万円の当期純利益を出されたことについては大きく評価いたしますが、この利益を老朽管更新事業、つまり有収率向上対策に振り向けるべきだったと私は考えます。

以上、3点ほど申し上げました。4点目は評価するというのですが、以上申し述べ、反対討論いたします。

○議長（玉利道満君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（玉利道満君） ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（玉利道満君） これで討論を終わります。

○議長（玉利道満君） これから採決します。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は認定です。議案第74号 平成23年度始良市水道事業会計決算認定については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（玉利道満君） 起立多数です。議案第74号 平成23年度始良市水道事業会計決算認定については、委員長報告のとおり認定されました。

ここで、10分間休憩をいたします。25分まで休憩。

(午前11時17分休憩)

○議長（玉利道満君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前11時26分開議)

○議長（玉利道満君） 日程第14、議案第76号 財産の取得に関する件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（笹山義弘君） 登壇

議案第76号 財産の取得に関する件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本件は、10月1日の本会議におきまして、消防費常備設備費の公有財産購入費の補正予算として議決いただきましたとおり、現消防庁舎の北側の建物を取得するもので、始良市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

今回取得する建物は、鉄筋コンクリートづくり2階建ての2棟及び併設された車庫で、面積は241.33㎡であり、現在は空き家になっております。

取得の目的といたしましては、新消防庁舎建設時における書庫等としての活用を考えております。

取得金額は、2,793万800円、取得の相手方は、始良市加治木町木田2492番地1宮路カズエ氏で、平成24年10月3日に仮契約を締結しております。

よろしくご審議の上、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（玉利道満君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○5番（田口幸一君） 6点ほど一括して質疑申し上げます。

まず1点目、取得の方法が随意契約となっておりますが、なぜ随意契約なのか、その根拠を示してください。

2点目、これは、委員会のほうでも説明がございましたが、財源は何を充当するのか、詳細についてわかりませんので、その内訳を示してください。何という市債で、その市債は後年度に地方交付税の充当率はどのようになっていますか。

3点目、大迫氏の土地はいつ購入予定ですか。

4点目、このことによって、経済効果はどのようになりますか。

今、市長が新消防庁舎ということを提案理由で述べられました。新消防庁舎は、いつ建設予定になりますか。

6点目、はしご車のことがこの本会議でも議論になった経緯がございますが、はしご車の購入計画はどうなっておりますか。

○消防長（黒木俊己君） お答えいたします。

まず、随意契約はなぜかということでございますけども、地方自治法第167条第2項によりまして、所有者が1人のため、そしてまた評価鑑定士による算定でありますので、随意契約するものでございます。

大迫氏の土地につきましては、いつごろかということでございますが、補正予算を承認いただきまして、ただいま交渉中でございます。

それから、経済効果ということでございますが、目的にもございますように、建設期間中の書庫等に利用するというふうには目的を挙げておりますけれども、計画ではございますが、中央署の機能を持っていき、中央署の仮庁舎というなのも考えております。

そのようなことから、補償といたしましては構外再築、そしてまた買い取りの補償で購入するわけですけども、その差が大体2,700万程度ございますが、庁舎建設以降に取り壊しを考えておりますけれども、その取り壊しが大体700万弱かかる予定でございます。そういった取り壊しの金を引いても、今回の買い取りで2,000万ほど経済効果があるというようなことで、今回、買い取りで補償するものでございます。

それから、新庁舎の建設につきましては、来年度実施設計、26年、7年、2年間で建設を予定をいたしております。

それから、はしご車の購入計画でございますけども、はしご車を含めた車庫の庁舎建設計画を考えておりまして、いつということはここで言えませんけれども、庁舎建設以降に検討するようになるかと思っております。

以上であります。

○総務部次長兼財政課長（脇田満穂君） 財源についてご説明申し上げます。

市債ということでございますが、合併推進事業債を充当予定でおります。充当率は90%です。交付税、普通交付税につきましては、その40%を算定基礎ということになっております。

以上でございます。

○議長（玉利道満君） ほかに質疑はございませんか。

○20番（谷口義文君） 1点だけ、マイク入ってるかな、1点だけお伺いするわけですが、今回土地を取得され、また家屋を購入されるということですが、新消防庁舎を建てる中であの土地は、これは非常に大事なところっていいですか、有効な場所であって、土地を購入する、家屋を購入することについての異論はないわけですが、ただ、築年数から考えた場合、あの家屋は非常に、今

回提案された2,793万800円は、私の目から見ても、誰の目から見ても若干高過ぎるのではないかなという疑問が生じてなりません。

そこでお聞きするのは、前田総合鑑定所に業務委託をしたということの評価によるものだというのですが、もめた場合は、片一方の話だけでは、これはいけないわけですね。両方の話を聞いて、真意はどこにあるかというものを見つけ出すのが本来の姿だという中において、なぜ1社だけだったのかと、これがどうしても疑問に思えてなりません。その根拠をお聞かせください。

○消防長（黒木俊己君） 業務委託につきましては、前田総合鑑定所に委託をしたわけでございますけれども、単価等の関係も高いというようなご指摘でございます。

今回購入するこの物件につきましては、鉄筋コンクリート2階建てということで、標準の耐用年数が90年というようなことで、国の鑑定基準額でいきますとなっております。そのようなことから、築39年たっておりますけれども、まだそういったことで、半数以上まだあるというようなことから、こういう鑑定の額になっているようでございます。

以上です。

○20番（谷口義文君） 今、消防長のほうから90年という耐用年数がある中での評価ということですが、90年あるわけがないですよ、それは。だから、私が質問してるんです。なぜ前田鑑定所1カ所の鑑定だったのかということです。なぜ五、六社、鑑定を依頼しなかったんですか。そうすると50年という鑑定の結果が出たかもしれない、またはあと五、六年だという鑑定が出たかもしれない、1社だけが90年だから、あと半分あるからというのは理屈にならん。なぜ1社だけだったのかということ、2社、3社、4社、鑑定を依頼されなかったのかということが問題。でなければ、我々が、一般の方々から、あそこ土地が2,400万、家屋が2,800万弱で購入した、五千何百万のお金が使われた、確かに消防庁舎をつくるのには大切な土地であるというのは誰もが理解し、納得はするはずですよ。ただ、議会はそんな中で承認したのかと、あれは五、六百万もしないじゃないかという声がちまたで出ておるわけですよ。そういうときに、我々がどういう説明をするんですか。これは、鑑定士が五、六社鑑定をした総合的な評価の中で決めた鑑定ですよというものを、我々議会としても市民に納得、理解してもらわなければいけない、説明責任があるわけです。そのことについて、再度、消防長、なぜ1社だけだったのかということだけを説明してください。

○議長（玉利道満君） しばらく休憩いたします。

（午前11時39分休憩）

○議長（玉利道満君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時42分開議）

○議長（玉利道満君） 答弁をお願いします。

○建設部次長兼土木課長（岩穴口弘行君） お答えいたします。

今回のこの評価は、鑑定士がいる業者を指名いたしまして、入札を行っております。

その鑑定の方法は、鑑定基準というのがございますので、それにのっかって鑑定をいたしますので、今言われるように5社とかそういうふうな鑑定業者が何社もあっても、鑑定の内容としては変わらないということでございます。

以上でございます。

○20番（谷口義文君）　じゃあ、これが最後の質疑になりますけれども、苦しい答弁でしたね。最初に質問したときになぜ答えんの、入札でしたとかいうことも。それも議論する必要はない、しっかり速答する必要がありますよ。私は、あの土地を購入することに一つも異議はない、新庁舎を早くつくってほしい、切に思うところです。

ただ、議会として、議会人として、この金額があまりにも高いというふうに感じるの中で、我々が市民に説明するときに、説明の内容が見つからないわけです。だから、聞いたわけです。もうちょっとしっかりした答弁、しっかりした、もうちょっと、決めたことであればされるように、今後は、要望しておきます。

以上でございます。

○議長（玉利道満君）　ほかに質疑はありませんか。

○23番（里山和子君）　この議案が追加議案として出てきて、即決で提案されてるんですけども、何か2,000万円、こちらのほうが有利になるというようなことを、けさ全員協議会で総務委員長がちょっと説明されたんですけど、総務委員会で説明があったらしいのですが、私たちはそのことが資料として示されて納得できなければ、この築40年近い建物が坪38万で買い取るかどうかということには、とてもじゃないけど納得できないわけですけども、そのあたりをもう少し資料を示すなりして議員を納得させなければ、この議案はなかなか難しいのではないかと思います、そのあたりをご説明いただきたいのと、即決、追加議案として出てきて即決で決まっていくというようなやり方があるんですけども、こういうふうにしなければ、この議案は補正予算としては出せなかったものですか。きちんと委員会付託できるような形ではできなかったのかどうか。

○消防長（黒木俊己君）　お答えいたします。

9月補正でお願いしたのは、23年度でこの鑑定の業務委託をお願いしたわけでございますけども、鑑定業務の終了期間が年度末ということで、当初予算にはちょっと間に合わなかったというようなこともございまして、今回、9月補正でお願いするところでございます。

それと、2,000万の経済効果といいますか、先ほど答弁したんですが、この補償の方法といたしまして、構外再築、そしてまた買い取り、こういった方法があるわけでございますけども、鑑定基準の中で、構外再築にしますと、約5,600万程度かかります、基準評価でいきますと。それとまた、買い取りでいきますと、今回お示しております2,887万、その差が2,700万程度でございます。そして、先ほども言いましたように、取り壊すそういった経費が大体、約700万程度ということでございますので、それを差し引きまして2,000万程度の経済効果があると。

それと、計画ではございますけども、建設中の中央本部の機能を今のこの館が十分使えますので、2年間ですが、そちらのほうで仮庁舎をわざわざつくらなくても、今の消防本部、中央署の機能

を、全部仮庁舎を建設いたしますと、約、見積もりでいきますと6,000万程度かかるようでございます。こういう中央署機能を今のこの館で利用させていただければ、その経費分も浮いてくるんじゃないかというようなことで、今回、買い取りという形でお願いしたところでございます。

以上です。

○議長（玉利道満君） ほかに質疑はありませんか。

○3番（湯元秀誠君） 消防署のこの用地取得については、私はこの間の10月の1日の財産取得の案件でよしとしますけども、これは10月の1日で、契約が10月の3日と、翌々日です。この時間、もちろん本日の本会議までの時間を考えても、そういう余裕はなかったと思いますが、この不動産鑑定から示された金額がそのまま今回、契約案件の金額が出てるわけですが、全く横滑りで出てますが、例えばこういう不動産鑑定の中で、示された中で、こういう交渉の枠、何ぼから何ぼまでの間ぐらいで交渉されたら適正ですよというものはない、私は都市区画の中で、補償のところで仕事をしたことがあるんですけども、この立木補償にしても、家屋調査にしても、ふすまの例えば材質から、天井の材質、床、全てにおいてチェックして、それで積算していくわけですが、不動産鑑定のほうはちょっとわかりませんが、ノブの一つにしてもどういう物を使ってるか、それで評価が変わってくるんです。そういうやり方で補償、引きをしたり、移転したり、換地をとったり、いろんな方法で、その中で交渉事あるんですけども、そういう積算でやっていくんです。

今回はもうぼんとそういう、どういう積算でなされたかわかりませんが、地主さんにとって、私の経験では、地主さんは立木補償もどこをはかるかで違いますから、はかりにいくときは、そこ辺の草も全部払って、なるべく根っこに近い幹の太いところをはかってもらうようにしやるわけです。そんな努力もされます。昼飯も違ってきます。飯をおごられたりしますけども、そういうことまで売り手、買い手というそういう市場の関係もあると思いますが、今回は公的機関がかかわることですので、逆の発想を考えますと、公有処分も不動産鑑定をされたらどうですかと言いたいわけです、今後は。

公有財産不動産鑑定を、全てを、皆さん方は、例えば道路用地交渉にしても、我々にもお願いされますね。我々も、議員としてそこへ、価格までは行きませんが、地主さんにいろいろ交渉をお手伝いすることがあります。これは、道路建設の場合なんかもあります、地主さんにとって、また家主さんにとってリスクを伴うもの、痛みを伴うもの、今回はどの程度家主さんが痛みを伴うものか、そういうものまで加味しますと、例えば不動産鑑定で出た評価だけが買い取り価格ということじゃないような気がするわけです。

ですから、そこらあたりに交渉幅があるものか、今後、これはもう今回出てますけども、そのまま横滑りの価格で出てるといっていますが、我が身と思って答弁くださればありがたいですが、今後の始良市のそういうさまざまな公有財産のあり方について、処分も含め、買い取りも含めて考え方を聞きしたいと思いますが、いかがなものでしょうか。どうお考えでしょうか。

○総務部長（屋所克郎君） お答えいたします。

この価格につきましては、不動産鑑定士にお願いしたわけでございますが、通常我々で判断できないとか、説明がよりしやすいようにということで、不動産鑑定にお願いしたわけでございます。

そこはご理解いただきまして、今後の考え方ですが、現在も、今、財産取得処分委員会というのを設けております。その中で、取得にとりましても、処分につきましても、その中で適正な価格であるかというのは、内部ではありますが、いろいろ協議をしながら行っているところでございますので、今、湯元議員のご意見は今後のまたその中での参考とさせていただきながら、研究してまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（玉利道満君） ほかに質疑はありませんか。

○19番（神村次郎君） 指名、先ほどの質問の中に、指名に関する質疑がありましたけれども、何回かこの議会の本会議の中で、指名委員会の回答、指名委員会の考え方を発表するのを、各課長がされているんですが、指名委員長は誰なんですか。ぴしゃっと、先ほどもごたごたしましたけれども、指名委員長がぴしゃっと答えると、そういうことが必要ではないかと思いますが、お答えください。

それから、この価格の問題ですが、高いのではという議論もありますけれども、この建物の推定建築価格は幾らなのか。この建物の価格がゼロになるのは90年になるのかですね、それから価格決定の基礎になる単価、そういうのは国、県、市、同じなのか。

それから補償の考え方ですが、後取り壊すということですが、補償の考え方として、現時点で補償をするということなのか、あと何年か後に、取り壊すことも考えながら補償するのか、現在の補償の考え方はどうなのか、そこら辺を少し教えてください。

○副市長（大橋近義君） ただいまのご質問の前段のことにつきまして回答いたしますが、指名委員長は副市長でございます。ご指摘の件につきまして、十分留意してまいりたいと思います。

○消防長（黒木俊己君） 鑑定の内容につきましては、詳しくはちょっとわからんとでございまして、標準耐用年数が90年ということで、補償の再築補償率というのがございまして、この鉄筋コンクリート、館としましては鉄筋コンクリート2棟と、それから車庫とがあるわけでございますけれども、増築部分とです。90年の、90.2%が再築の補償基準という形で見てございます。

それから、店舗等につきましては70年、そして今、築26年となっております。これは、先ほど90年と言いましたのは、鉄筋コンクリートのそういった物でございまして、細かく分けますと、車庫が、これは鉄骨のつくりの平屋でございまして、これが45年で築30年です。こういった形で、全てが39年というのではなくて、これを含めた形での金額となっております。

以上であります。

○19番（神村次郎君） 価格決定の基礎は、どういう基準があるのか。

○建設部次長兼土木課長（岩穴口弘行君） 価格の決定は、評価の基準というのがございます。それに基づいて決定をするようにしております。

以上です。

○19番（神村次郎君） その基準は、国、県、市、同じですか。

○建設部次長兼都市計画課長（富永博彰君） 国、県、同じでございまして、用地対策連絡協議会というところが出している資料でございます。

以上です。

○議長（玉利道満君） ほかに質疑はありませんか。

○19番（神村次郎君） 補償の考え方ですが、さっきお答えなかったんで、現時点で再建築価格、たしかだと思えますが、そういうことで、再建築をするとこの価格になると、補償はその考え方なのか、教えてください。

○建設部次長兼土木課長（岩穴口弘行君） 担当課長が答弁いたします。

○建設部用地課長（上山正人君） 用地課の上山でございます。お答えいたします。

これにつきましては、九州地区に、これは国土交通省の外郭団体でございますが、九州地区用地対策連絡協議会というものがございまして、その中でいろいろなパターンを調査し、いろいろな項目ごとに分かれた、細分化された基準というものがございまして、それをもとに調べます。当然、そのコンサルタントも、一級建築士が実際物を見て、中を調査して出しております。それをもとに、この基準書に基づいて調査をした上での結果を出しているということでございますので、再建築推定価格といいますが、そういったものを出して、そして先ほどから出ております耐用年数90年に対して、今、39年たっておれば何%というものがその中の基準でありますので、それに照らし合わせた金額が再建築費として、補償として支出をするというようなことでございます。

以上です。

○19番（神村次郎君） 建物の、この調査をするのに、専門的に相当細部にわたって調査をしなけりゃならないんで鑑定士に頼むということですが、鑑定士が、例えば間違った積算をしたり、そういうことをしたときにはどうなるんですか。

それと、今まで答弁いただきましたように、単価はやっぱり、単価の設定を、国、県の同じものを使う、始良市で単価をつくって補償する、そういうことになるとうようになりますか。単価の考え方です。多分難しいと思うんですが、そこ辺はできるんですか。

以上です。

○建設部次長兼土木課長（岩穴口弘行君） まず、間違った鑑定が出されるのではないかというご質問ですが、この鑑定の調査をいたしまして、用地課の担当課長を含めた担当で、その内容を当然協議をして、打ち合わせ、協議をしまいたしますので、その中で、間違いがないかというようなチェックは行っておりますので、最終的には間違いはないというふうに思っております。

それから、評価基準を市単独でというご質問ですけれども、現在でも県、国と合わせた評価基準でやっておりますので、それを参考にしながら市の基準をつくるっていうのは、ちょっと事務量的にも大きなものがあると思いますので、今のところはできないというふうに思っております。

以上です。

○議長（玉利道満君） ほかに質疑はありませんか。

お諮りしますが、続行しますか。（発言する者あり）続行しますか。（「続行」と呼ぶ者あり）続行しますか。

○28番（川原林 晃君） 簡単に1点だけ伺いたしますが、この鉄筋コンクリート、90年あるの、耐用年数は。ほんならね、あんたなんかは、今から公共事業の建てかえとか、そういうのも必ず90年にしなさいよ。ええかげんなこと言えばいかんよ、どうですか。

○建設部次長兼土木課長（岩穴口弘行君） 担当課長がお答えいたします。

○建設部用地課長（上山正人君） お答えいたします。

今の90年ということでございますけれども、補償基準書にそれも基づいて建物の種類あるいは構造によって90年、あるいは先ほども出ておりますように70年、45年、そういったものが段階的に分かれております。なので、ここの鉄筋コンクリートづくりのこの対象物は90年ということでございます、全部が全部90年ということではございません。

以上です。

○28番（川原林 晃君） ほんなら、そんな大事なあれでつくってあるの。あんたは、それ、自信持て言えるのか。お寺さんの納骨堂があるでしょう。あれは、40年で建てかえるんだよ、40年で。何で、これだけ、そんなしっかりしたつくりでしてるの。どうですか。

○建設部用地課長（上山正人君） 先ほど申し上げましたとおり、一級建築士が中に入り、詳細な調査をした上での結果でございますので、私たちはそれを信頼しての結果であるというふうに考えておりますので、この建物に関しては90年の耐用年数があるということで、先ほどと同様でございます。

○議長（玉利道満君） ほかに質疑はございませんか。

○2番（笹井義一君） 時間が来ておりますので、手短かにいたしたいと思いますが、鑑定の金額はそれでよしとしましょう。それを買う場合は、やはり最終的には市民の税金を使って、あるいは補助金を使って、市債の見返りもいろいろしながら買うわけでございますけれども、例えば、地方公共団体等がその施設を購入する場合には非課税となるわけなんです。そうしたときに、その売り買い、売買、売る人、買う人でそれぞれこれだけの金額が設定されたんだけど、これぐらいで売ってもらえないかというような交渉事はある得ないのか。私は、いろんな税金とかそういうものの徴収率を上げましょうという、いろんな努力をする中では、やはりこれからはそういうことの努力というのも必要ではないかと思うんです。ですから、そのようなことがあるのかないのか、これからそういう考え方はあり得るのか、あり得ないのか、その辺を、これはもう市長じゃなければと答えられないと思いますので、市長にお伺いいたします。

○市長（笹山義弘君） 今回の物件につきましては、消防庁舎を建てかえをするにつきまして、地形が変形であるということから、非常に重要な土地であるということも認識しておりました。

そういうことから、地主、家主に早い時点からそういう消防庁舎新築に向けて、そういう協力ができるかどうかということもあわせてですが、予算の効率的な執行ということから、できるだけ協力はしてほしい旨の話はしておったところではありますが、途中で地主が亡くなられておまして、そのことは、今回のことについては反映ができてないわけでありまして、

しかし、議員ご指摘の趣旨はよく理解いたします。ただ、今、菅原線等の整備もしているところではありますが、私にいろいろ訴えをいただくのは、買い取りが低いということで、何とかならんかと逆のご相談が多いわけですが、むしろそちらが。

それで、そういう中で、この辺の公平性を保つためには、一定のやはりそういうルールに基づいて、第三者が見てもそういう、どういう鑑定がなされたかということは、一元的にやはり行われないと、ケースバイケースで高かったり安かったりということはなかなか許されないであろうと思います。

しかし、そうは言いましても、地権者の協力が得られてということが可能性としてあるとすれば、そういうことは今後考えていくこともあるのかなというふうに考えます。

○議長（玉利道満君） ほかに質疑はありませんか。

○29番（森川和美君） 昼が過ぎて、もう控えたほうがいいんでしょうけれども、これは大事な、大きな一つの問題でありますので、今までに同僚議員がお尋ねをされたのを含めながら、2つほどお尋ねいたしますが、この用地交渉、建物の移転補償交渉というのには、担当職員は非常にご苦勞をされてるというふうに思っているんですけども、最初にお尋ねしたいのは、市長に1点だけ最初、よく最小の経費で最大の効果を上げなければならないとよくおっしゃいますが、今回のこの件に関しては、この内容がきちっと当てはまっているのかどうか、これが1点と。

先ほど同僚議員の答弁に鑑定基準という言葉が出てきましたが、そのポイントを2つ、3つ説明していただきたいことと、入札があったということでしたが、ほかの入札参加鑑定士はどこですか。

そして、前田総合鑑定所の代表と場所はどこなんでしょうか。

それから、これらを総合的に査定をすることではありますが、ちょっと多くなりましたけど、たしか不動産の事務所だったと思うんですが、今後も不動産業をされるのかどうかによっても、私は大きく影響すると思うんですが、そこらはどうなってるんでしょうか。まず、こんだけ。

○市長（笹山義弘君） 事業をいろいろ推進するにつきましては、最小の費用で最大の効果ということについては、常にそのような姿勢で臨むべきであろうというふうに思います。

一方では、コンプライアンスの問題等もありますので、その辺も遵守しながらやっていくということでもあります。

また、先ほど来申し上げましたように、いろいろとそういう根拠、いろいろ求められたときに、行政がそこをきちっと説明責任も求められるわけでありまして、今後ともそのような姿勢で臨んでいきたいというふうに思います。

○建設部次長兼土木課長（岩穴口弘行君） 指名競争入札の参加者、それと前田総合鑑定所の場所、代表の名前っていうのは、ちょっと資料を持ってきておりませんので、この場ではちょっとお答えできません。

○29番（森川和美君） 何でそんなこと、何でだ。それは、許されんですよ、後でっていうのは。ここではっきりしてください。（「休憩して」と呼ぶ者あり）そんなの頭に入ってるはずじゃが。

○議長（玉利道満君） ここで、昼食休憩に入ります。1時10分から始めます。
(午後0時10分休憩)

○議長（玉利道満君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
(午後1時05分開議)

○議長（玉利道満君） 執行部、答弁を求めます。

○工事監査部長（池田満穂君） 先ほど、消防庁舎の物件調査業務委託についてでございますが、この業務委託につきましては、ことしの1月12日に指名委員会を開催をいたしております。前田総合鑑定所を含めまして、合計7社の推薦を用地課のほうからありまして、入札も推薦のあった7社で実施をいたしております。

なお、前田総合鑑定所は、住所が鹿児島市泉町11番19号第三丸福ビルの2階でございます。代表者が前田豊さんで、なお社長は始良出身の方であります。

それから、入札ですが、入札を1月26日の日に実施をいたしております、前田総合鑑定所が220万5,000円で落札をしております。

以上でございます。

○建設部用地課長（上山正人君） 先ほどの建築補償基準ということにつきまして、お答えをいたします。

この基準書によりますと、主なものは建物の構造あるいは用途あるいは面積、そういったものを基準として定めておりまして、この建物で申し上げますと、構造につきましては鉄筋コンクリートづくりの2階建てと、そして用途につきましては店舗並びに専用住宅、2棟ございます。延べ面積が120m²と87.9m²というぐあいに基準を定めておりまして、耐用年数は、先ほど申し上げましたとおり、2棟とも90年、経過年数39年、よって再築補償率が65.3%ということで、主だった基準につきましては以上のようなことでございます。

○29番（森川和美君） まず、こういった補足説明があれば、もう声を荒げてこういう質疑をする必要はないんです。しかも、補正では私も賛成をしております。同僚議員からありましたように、一刻も早くこの消防庁舎は建てるべきだというふうな観点で、私も賛成してるんです。

ただし、それと今回の財産取得とは、やはり別に考えないかんということで、お尋ねしてるわけで

すが、じゃあそこで、同僚議員からいいものをいただいたんですが、先ほどの答弁の中で、標準耐用年数は90年とお答えがあったんですが、じゃあこの建物の法定耐用年数ちゅうのは何年ですか、これが一つと。

答弁がなかったんですが、この宮路氏の事務所、今後どなたか、息子さんとか、あるいは親族の方が継続的に営業されるのかどうかというのは、やはりある意味ではこの購入金額に大きく影響してくると思うんです。そこらの内容はどうなってるんですか。

それから、一番はじめにこの用地と建物を求めたいというお話はいつされたんですか。この3点。

○建設部用地課長（上山正人君） お答えいたします。

まず1点目、法定耐用年数は何年かと、90年かということですが、お答えを先ほどからいたしておりますが、補償基準に基づく年数が90年ということに捉えております。

ちなみに、非木造の建物でいきますと、11段階に耐用年数が分かれております。この建物が一番長い、その中でも一番長い90年ということをごさいますして、補償的な考えで申しますとこの年数であります。

次に、後継者の話でありますけれども、息子さんも別なところに勤務されておまして、死亡された方以外にはそういった業務を引き継ぐ後継者はおられませんので、この建物を買収するというにいたしました。もし、そういう後継者の方々がもしおられるとするならば、先ほど出ましたけれども、再築補償と、構外再築補償という補償にかかわってまいりますので、現在のところはそういう、この建物かわりにまた建てて使うという方もおられませんでしたので、買収をいたすということでの考え方でございます。

いつごろかということですが、この話を持っていきましたのは、もう随分前の、合併前の話も少しあったような話も少し聞いておりますけれども、合併後、正式に参りましたのは、私ども用地課のほうで消防本部のほうから業務の依頼を受けました後でございますので、ことしになってからということでございます。正確なちよつと期日ははっきりとしておりませんが、そういうことでございます。

以上でございます。

○29番（森川和美君） 今る答弁があったんですけれども、この法定耐用年数等々も含めて総合的に、減価償却費等も計算法になるわけですね。そういうことで、前田総合鑑定所が出された金額が担当の内部で示されたと思うんですが、もうそれをそっくり、はい、わかりましたというふうなことよろしいかどうかですね。

それと、執行部の方はたかが2,000万だと思っておられるんでしょうけれども、我々議員としては、議会としては住民に詳しく説明、思い切って堂々と、これは妥当な購入額ですよという説明ができるような体制づくりが必要ですから、私らのところは補正の議決と、今回の財産購入とは別に考えても何ら問題ないというふうな考えて、同僚議員のさまざまな質疑を含めながらお尋ねしておるんですが、もう最後ですので、そこらをお答えください。

○市長（笹山義弘君） まず、今回の財産取得の問題につきましては、先ほど来申し上げておりますように、庁舎の建てかえをしなければならぬということから、どうしても隣接地を求めなければ、こ

の地形が変形であるということでもあります。したがって、どうしても求めたいということで、ご相談をしたところでございますが、そういう中で、この価格のあり方ということも含めまして、私としては効率的な予算の執行ということから、多方面から検討をさせまして、そしてどうしても建設にあたりましては、仮庁舎を建設しなければこの機能が発揮できないと、そういうことから、その点を、指示をして検討させたところでございますが、幸いなことに、この建物がそういう機能に資するということがわかりまして、それらを今度算定したときに、先ほど来消防長が申し上げますように、費用を比較した場合に効率的な予算の執行がかなうということから、このようなご相談したところでございます。

それで、10月1日にお示しをして、予算が認めていただいた、これを受けまして、10月3日に仮契約を結ばせていただいたところでございます。

議員の皆様方におかれましては、この消防庁舎建設についてはご賛同いただいているというふうに理解するところでございますが、そのためにはどうしてもこの用地及び建物が必要ということでございますので、その辺のところの説明の、議員の皆様方に誤解をお招きしたということについてはおわびを申し上げたいと思いますが、そういう趣旨での取得でございますので、ぜひともお認めいただいて、この事業が前に進むようにご理解を賜りたいというふうに存じます。

○議長（玉利道満君） ほかに質疑はありませんか。

○10番（和田里志君） 時間も押してますが、最後にお尋ねします。

ちょっと先ほどの答弁で気になったところがあるものですから、お尋ねするんですが、まず1点目、土地についてはまだ現在交渉中であるというようなお話でございましたが、これについては上下する可能性があるのか、上がることはないでしょうが、下がる可能性があるのかどうか。

それともう一つ、耐用年数の関係が90年ということですと来ているわけですが、これは固定資産課税の基準、標準額、これはどのようなやっぱ同じ観点で評価して課税されてるのかどうか、その2点をお願いします。

○建設部用地課長（上山正人君） 1点目の土地代の件につきまして、お答えをいたします。

議員仰せのとおり、上がることもなければ下がることもないと、なぜかといいますと、これも市のほうで土地評価委員会というものを設けまして、その中で議決していただいた金額でありますので、交渉に応じて上下することはないということでお答えをいたします。

以上です。

○総務部長（屋所克郎君） 固定資産税についてのことでありますが、今の90年というのは、この鑑定の中での、90年というコンクリートの耐用年数でございますので、その固定資産税のことはまた別物だというふうに理解しております。

以上でございます。

○議長（玉利道満君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（玉利道満君） これで質疑を終わります。お諮りします。ただいま議題となっています議案第76号 財産の取得に関する件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 異議なしと認めます。したがって、本件は委員会付託を省略することに決定しました。

○議長（玉利道満君） 討論を行います。討論はありませんか。まず原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

○15番（堂森忠夫君） 賛成の立場で討論いたしますが、こういった形で提案されますと、議会としては賛成せざるを得ない立場になります。単価においては、ちょっと私も高いなと思って納得いかない分野があります。なぜならば、図面が提出されております。この構造は、建物は、組合ができたのが41年ぐらい前ですか、そしてこの建物ができたところは39年ぐらい前、そして鉄筋コンクリート構造が、建築建物では評価は一番高い。ですが、この建物の図面を専門屋が見れば、一番安い工法なんです。RC構造は、坪40万でできる時代のころです。そして、なぜこれが安いかって、これは柱も梁もありません。壁構造という構造です。ですので、鉄筋コンクリートの中では一番安い工法でございます。それを、今、この事務所、2階は何もないです。壁もない。ですから、この建物ができたのは昭和48年ごろ、オイルショックのときです。そして、海砂が使われるようになり、今の海砂は水、水をかけて塩抜きをします。このころのやつはそういう塩抜きはしてない。ですから、時代によって変わってきてるわけです。耐用年数は確かにそうです。それに、90年に対しては申しません。ただ、その角度だけで判断していいかということです。

やはり、市長は公平と申しましたけど、市民から見たとき血税を使うわけですので、やはり市民から見たときに公平かといったときに、私は、これを建物が耐震構造をしたときに耐えられる建物かと、壁だけでもってますから。そこまでして、建物評価というものをして、市民は納得がいくと思うんです。そこまでの努力が足りないなど。そして、1担当課だけでこれをやると、鑑定士に頼めばそれで安心しますよ。だけど、やはり課全体で取り組んで建築の専門屋に、お前、どう思うかと、市長が投げかけるのもまた一つの方法だと思うし、市長がトップとしてやはり市民の血税、これには努力せんといけない。だから、賛成はしますけど、単価的にはちょっと高いと思ってますので、まだ仮契約ですので、今後値下げの交渉ができるものであれば、そのような努力をされるべきだと思います。そういうことを述べまして、賛成討論にはならないようですけど、（笑声）賛成討論にいたします。

○議長（玉利道満君） これで討論を終わります。

○議長（玉利道満君） これから採決します。この採決は起立によって行います。議案第76号 財産の取得に関する件は、可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（玉利道満君） 起立多数です。議案第76号 財産の取得に関する件は、可決されました。

○議長（玉利道満君） 日程第15、常任委員会の閉会中の継続審査の件を議題とします。

○議長（玉利道満君） 各常任委員長より、お手元に配付しました「継続審査・調査事件一覧表」のとおり申し出がありました。

○議長（玉利道満君） お諮りします。各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 異議なしと認めます。よって、各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

○議長（玉利道満君） 日程第16、常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件を議題とします。

○議長（玉利道満君） 各常任委員長より、お手元に配付しました「継続審査・調査事件一覧表」のとおり申し出がありました。

○議長（玉利道満君） お諮りします。各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 異議なしと認めます。よって、各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議長（玉利道満君） 日程第17、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

○議長（玉利道満君） 議会運営委員長から、お手元に配付しました「継続審査・調査事件一覧表」のとおり申し出がありました。

○議長（玉利道満君） お諮りします。議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議長（玉利道満君） 日程第18、議員派遣の件を議題とします。

○議長（玉利道満君） 議員の派遣について、会議規則第160条第2項の規定により、議員研修会等の派遣の目的、場所、期間等を明記した行事計画書をお手元に配付しております。

○議長（玉利道満君） お諮りします。議員研修会等の派遣については、行事計画書のとおり議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 異議なしと認めます。議員研修会等の派遣の目的、場所、期間等を明記した行事計画書のとおり、議員を派遣することに決定しました。

○議長（玉利道満君） お諮りします。本会議の案件中、字句等の軽微な整理を要するもの、行事計画の変更等については、その整理を議長に委任されたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 異議なしと認めます。したがって、字句等の軽微な整理、行事計画の変更等は議長に委任することに決定しました。

○議長（玉利道満君） これで、本日の議事日程は全部終了しました。

したがって、本日の会議を閉じ、平成24年第3回始良市議会定例会を閉会します。

（午後1時26分閉会）

地方自治法第123条第2項の規定によってここに署名する。

始良市議会議長

始良市議会議員

始良市議会議員